

みずほキャッシュカード（貯蓄預金一体型）規定

みずほ銀行

1. カードの利用

キャッシュカード（貯蓄預金一体型）（以下、「カード」といいます。）は普通預金（総合口座の普通預金を含みます。以下同じ。）と貯蓄預金について発行した 1 枚のカードです。このカードは、カードの表面に記載された普通預金・貯蓄預金の矢印の方向で自動預入引出機（以下、「ＡＴＭ」といいます。）等へ挿入することにより、次の場合に利用することができます。

（１）普通預金・貯蓄預金のいずれも対象となる場合

- a. 当行および当行が現金自動払出機（以下、「ＣＤ」といいます。）およびＡＴＭの相互利用による現金払出業務を提携した金融機関等（以下、「払出提携先」といいます。）のＡＴＭまたはＣＤを利用して普通預金もしくは貯蓄預金を払い戻す場合、および総合口座取引の当座貸越を利用して普通預金を払い戻す場合（これらの払い戻しを以下、「預金の払い戻し」といいます。）。
- b. 当行および当行がＡＴＭの相互利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、「預入提携先」といいます。）のＡＴＭを利用して普通預金もしくは貯蓄預金に預け入れる場合（以下、「預金の預け入れ」といいます。）。
- c. 当行のＡＴＭを利用して預金を払い戻し、同時に代わり金を他の預金に通帳を使用して預け入れる場合。
- d. 当行および払出提携先のうち当行がＡＴＭの相互利用による振込業務を提携した金融機関等（以下、「振込提携先」といいます。）のＡＴＭを利用して預金を払い戻し、代わり金を当行本支店および当行以外の金融機関の本支店（ＡＴＭがご案内表示する金融機関およびその本支店に限ります。以下同様とします。）にあるご指定のお受取人の当座預金、普通預金、または貯蓄預金口座に振込入金する場合（以下、当行本支店および当行以外の金融機関の本支店にあるお受取人の預金口座に振込入金することを単に「振込」といいます。）。
- e. 取引店の窓口でテンキーパッド付カードリーダーを利用して振替入金、振込および当行が定めた範囲の預金の払い戻しを行う場合。
- f. その他当行所定の取引をする場合。

（２）普通預金のみ対象となる場合

- a. 当行のＡＴＭを利用して総合口座取引の定期預金に預け入れる場合。
- b. 総合口座定期預金を解約し、その元利金を普通預金に振り替える場合、および総合口座定期預金の自動解約予約をする場合（定期預金の解約については、一部、お取り扱いできない場合もあります。）（前項 c、本項 a、b の取り扱いを以下、「振替入金」といいます。）。

2. ＡＴＭ/ＣＤによる預金の払い戻し

（１）預金の払い戻しにあたっては、ＡＴＭ/ＣＤにカードを挿入し、届け出の暗証および払戻金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

（２）預金の払い戻しは、ＡＴＭ/ＣＤの機種により当行（または払出提携先）が定めた金額単位とし、1 回あたりの払戻金額および 1 日あたりの払戻金額は、当行（または払出提携先）が定めた金額の範囲内とします。

3. ＡＴＭによる預金の預け入れ

（１）預金の預け入れにあたっては、ＡＴＭにカードを挿入し、現金を投入してください。ＡＴＭが現金を確認したうえで受け入れの手続をします。この場合、通帳および入金票の提出は必要ありません。

（２）預金の預け入れは、ＡＴＭの機種により当行（または預入提携先）所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1 回あたりの預け入れは、当行（または預入提携先）が定めた枚数の範囲内とします。

4. ＡＴＭによる振替入金等

（１）振替入金をするにあたっては、ＡＴＭに払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届け出の暗証と振替入金金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および振替入金口座の入金票の提出は必要ありません。なお、同一の総合口座内で普通預金から定期預金に振り替える場合に限り、カードのみで取り扱うことができます。

（２）総合口座定期預金を満期日当日に解約するときは、ＡＴＭにカードと通帳を挿入し、お預り番号と届け出の暗証等をボタン等により操作してください。この場合、指定された総合口座定期預金を払戻請求書なしに自動的に解約のうえ元利金を普通預金口座へ入金します。なお、一部、お取り扱いできない場合もあります。

（３）総合口座定期預金の解約予約を行うときは、ＡＴＭにカードと通帳を挿入し、お預り番号と届け出の暗証等をボタン等により操作してください。この場合、指定された総合口座定期預金を満期日に通帳および払戻請求書なしに自動的に解約のうえ元利金を普通預金口座へ入金します。なお、一部、お取り扱いできない場合もあります。

（４）振替入金を行うときは、1 円単位とし、1 回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行が定めた範囲内とします。

（５）ＡＴＭの案内手順に従って操作し、振替入金金額の確認操作を行った後は、ＡＴＭでのこの振替入金の取り消しはできません。取り消しを必要とする場合は、振替入金口座名義人の承諾が必要となります。詳細は振替入金の操作を行ったＡＴＭ設置店の窓口にご照会ください。

5. ＡＴＭによる振込

（１）振込にあたっては、ＡＴＭに払戻口座のカードを挿入し、届け出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。

（２）1 回あたりの振込金額は当行の定めた範囲内とします。

（３）ＡＴＭの案内手順に従って操作し、振込先の確認ボタンを押された後は、ＡＴＭでのこの振込の取り消しはできません。取り消しを必要とする場合は、窓口営業時間内に、振込の操作を行ったＡＴＭ設置店の窓口に申し出てください。この場合は組戻し手続により処理するものとし、組戻し不能の場合に生じた損害について当行は責任を負いません。

6. ＡＴＭ/ＣＤ利用手数料等

（１）預金の預け入れおよび預金の払い戻しには、当行および預入提携先・払出提携先所定のＡＴＭ/ＣＤ利用に関する手数料（以下、「ＡＴＭ/ＣＤ利用手数料」といいます。）をいただきます。

（２）ＡＴＭ/ＣＤ利用手数料は、預金の預け入れ時・預金の払い戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該口座から自動的に引き落とします。なお、預入提携先・払出提携先のＡＴＭ/ＣＤ利用手数料は、当行から預入提携先・払出提携先に支払います。この場合、払戻金額とＡＴＭ/ＣＤ利用手数料の合計額が、払戻可能金額（当座貸越を利用することができる金額を含みます。）をこえるときは払い戻すことができません。

（３）当行（または振込提携先）のＡＴＭを使用して振込をする場合には当行（または振込提携先）所定の振込手数料を振込資金の預金口座からの払い戻し時に通帳および払戻請求書なしでその払い戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、振込提携先の振込手数料は、当行から振込提携先に支払います。なお、この場合、振込金額、ＡＴＭ/ＣＤ利用手数料金額および振込手数料金額との合計額が払い戻すことのできる預金金額（当座貸越を利用することができる金額を含みます。）をこえるときは振込をすることができません。

7. 代理人の方による取引

（１）代理人（配偶者、二親等以内のご親族（血族）またはご本人と同居しているご親族のうち成年 1 名）が預金の預け入れ、預金の払い戻し、振替および振込の依頼をする場合には、本人は代理人名、暗証を届け出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

（２）代理人カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名を入力しない場合は本人名義となります。

（３）代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

8. ＡＴＭ/ＣＤの故障時の取り扱い

（１）停電、故障等によりＡＴＭによる預金の預け入れを行うことができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより普通預金もしくは貯蓄預金を預け入れることができます。なお、預入提携先の窓口では、この取り扱いはしません。

（２）停電、故障等によりＡＴＭ/ＣＤによる取り扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行がＡＴＭ/ＣＤ故障等の取り扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより普通預金もしくは貯蓄預金を払い戻すことができます。なお、払出提携先の窓口では、この取り扱いはしません。

（３）前項による預金の払い戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届け出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、第 1 項による預金の預け入れを行う場合は、当行所定の入金票に氏名、預入金額を記入のうえ、現金およびカードとともに提出してください。

（４）停電、故障等によりＡＴＭによる取り扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、第 2 項、第 3 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、振込提携先の窓口では、この取り扱いとはしません。

9. カードによる払戻、預入金額等の通帳記入

カードによる預金の預け入れ、預金の払い戻しの金額（振替・振込資金として払い戻した金額を含みます。以下同じ。）、ＡＴＭ/ＣＤ利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行のＡＴＭ/ＣＤおよび通帳記入機で使用されたとき、または当行本支店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、カードにより口座開設した総合口座定期預金の通帳への記入は、口座開設時または当行本支店の窓口に通帳を提出されたときに行います。

1 0．カード・暗証の管理等

- (1) 当行は、A T M / C D の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届け出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払い戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届け出の暗証との一致を確認のうえ取り扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当行のA T M を使用して、届け出の暗証を変更することもできます。この場合は、第 13 条の定めにかかわらず、書面の提出は不要とします。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードの利用を停止します。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

1 1．偽造カード等による払い戻し等

- (1) 偽造または変造カードによる預金の払い戻しについては、本人の故意による場合または当該預金の払い戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
- (2) この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

1 2．盗難カードによる払い戻し等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた預金の払い戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該預金の払い戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行へ通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該預金の払い戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた預金の払い戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該預金の払い戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ①当該預金の払い戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - a.本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - b.本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家政婦などをいいます。）によって行われた場合
 - c.本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

1 3．カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届け出てください。

1 4．成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。本人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前 4 項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 5．カードの再発行等

- (1) カード盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

1 6．A T M / C D への誤入力

A T M / C D の利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお預入提携先・払出提携先・振込提携先の A T M / C D で預金の預け入れ、預金の払い戻しまたは振込を行った場合の預入提携先・払出提携先・振込提携先の責任についても同様とします。

1 7．解約、カードの利用停止等

- (1) カードを発行した普通預金・貯蓄預金口座を双方とも解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを取引店に返却してください。なお、当行普通預金規定・当行貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合も同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行所定の方法により、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第 18 条に定める規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過し、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると判断した場合

1 8．譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することができません。

1 9．規定の適用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定および振込規定により取り扱います。なお振込提携先の A T M を利用した場合には、当行振込規定にかえて振込提携先の振込規定により取り扱います。

2 0．準拠法令、合意管轄

- (1) この規定およびこの規定が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この規定が適用される諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

2 1．規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2025 年 4 月 1 日現在)